

## 災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、東彼杵町内において台風・地震・豪雨等による災害（以下「災害」という。）が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬並びに処分等に関して、東彼杵町（以下「甲」という。）が一般社団法人長崎県産業資源循環協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害により損壊した建物等の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等の不要物及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

### (協力要請)

第3条 甲は、災害が発生した場合において、甲が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 災害廃棄物仮置き場の運営
- (5) その他前各号の実施に伴い甲が必要と認める業務

### (協力要請の手続き)

第4条 甲は、協力の要請にあたっては、次の各号に掲げる事項等について、文書により乙に通知するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは口頭により要請し、後日速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 被災地区等の名称
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

### (災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車輛及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物の処理等において、周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮するとともに、従事者における各種感染症の拡大防止に努めるものとする。
- 3 乙は、協力の内容、方法等について、甲と協議を行い、甲の指示に基づいて当該協力を行うものとする。

### (情報の提供)

第6条 甲は、乙が協力を行うときは円滑な協力が得られるよう、乙に対して、被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙が協力を行うときは、災害廃棄物の処理等に関わる会員の状況を、甲に報告するものとする。

### (実施の報告)

第7条 甲は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、当該実施の内容等を文書により、甲に対し報告するものとする。

### (費用の負担)

第8条 乙が要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲が負担するものとし、その価額は、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

### (災害補償)

第9条 乙が要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定による。

### (連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては東彼杵町役場町民課環境衛生係とし、乙においては一般社団法人長崎県産業資源循環協会事務局とする。

### (協議事項)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

### (適用)

第12条 この協定は、令和3年11月1日から適用するものとして、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年11月1日

甲 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850番地6  
東彼杵町

東彼杵町長

岡田伊一



乙 長崎県長崎市魚の町1-23号  
一般社団法人 長崎県産業資源循環協会

会長

吉村純男

